

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

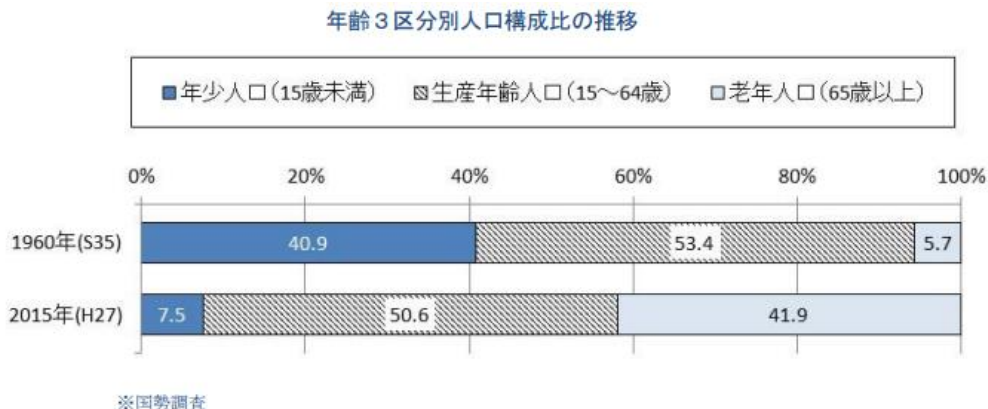
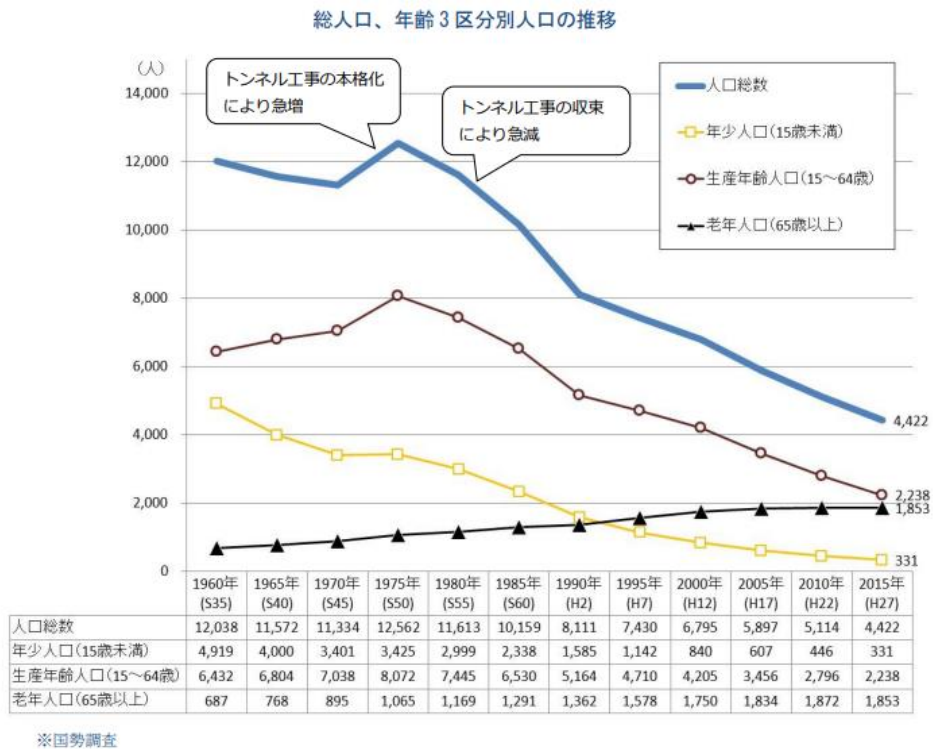
(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

本町は建設業を中心に栄えた地域であり、青函トンネル工事の際は町内に工事基地が設置されるなど、長年の間第2次産業が盛んな地域であった。

総人口は、昭和30年(1955年)にピーク(13,428人)を迎えているが、その後は青函トンネル工事期を除き、全体的に減少する傾向に転じている。

平成27年(2015年)には総人口が4,422人(ピーク時の約33%)まで減少し、今後も人口減少が進んでいくことが予想されている。

また、年齢別構成比率については、昭和35年(1960年)は年少人口比率が40.9%、老年人口比率が5.7%だったのに対して、平成27年(2015年)は年少人口比率が7.5%、老年人口比率が41.9%となり、少子高齢化の傾向が顕著である。

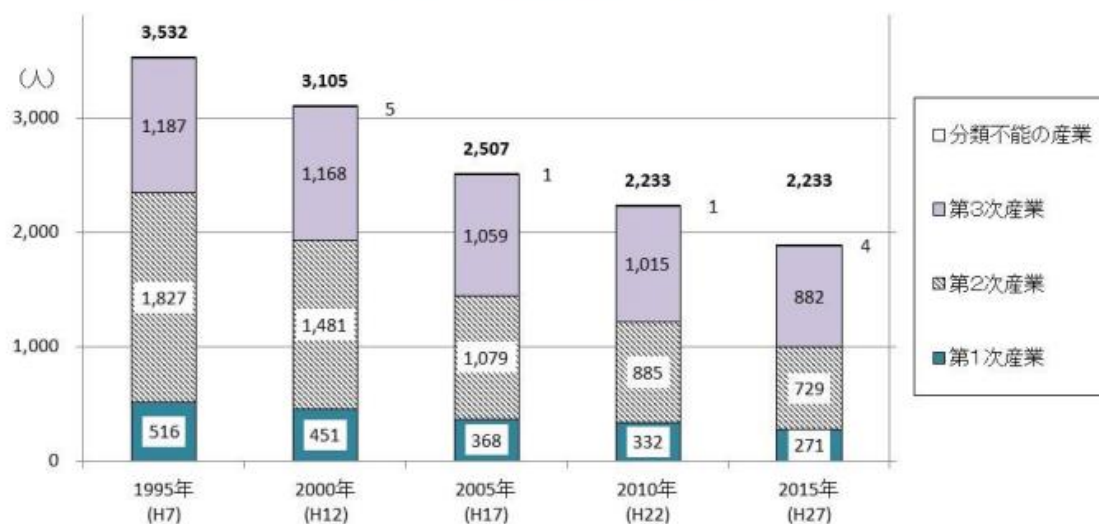


町内の就業者数については、第1次産業、第2次産業、第3次産業の全部門において就業者が減少傾向にあり、特に第2次産業の減少が著しい。平成22年(2010年)の国勢調査では、それまで町内産業の大部分を占めていた第2次産業の就業者数が第3次産業を下回る結果となった。

本町内の商工業者は全て中小企業となるが、事業所数を見ても減少傾向にあり、今後は少子高齢化や人口減少の観点から、人手不足や後継者不足といった問題の発生が見込まれる。

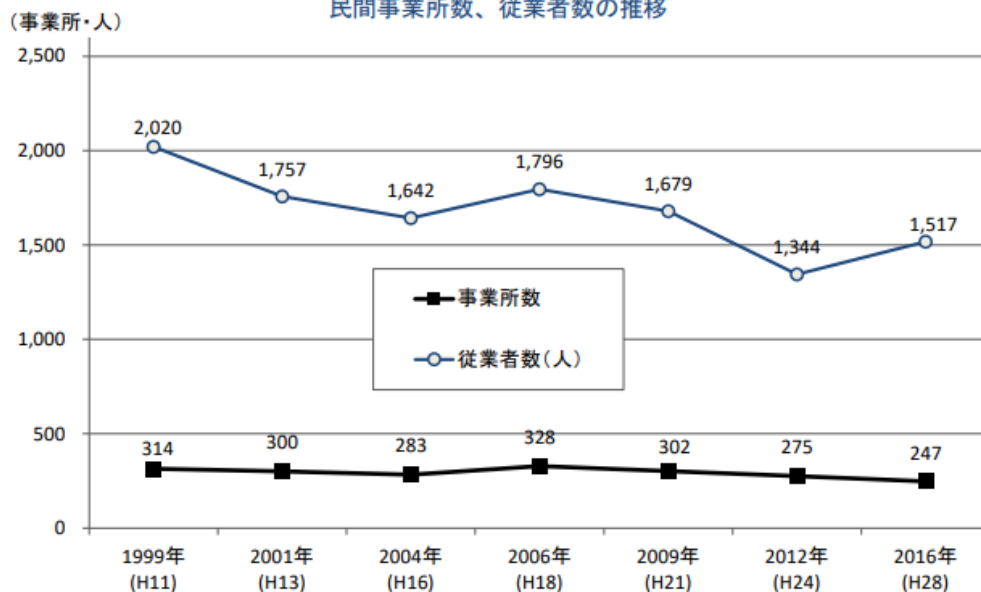
本町では、このような問題に対応していくため、町内中小企業が生産性の改善や人手・後継者不足に対応できるような支援体制を構築することが喫緊の課題とされる。

産業3部門別就業者数の推移



※グラフ上部の右端の数字は、分類不能の産業の就業者数。

民間事業所数、従業者数の推移



(2) 目標

中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、地域経済の更なる発展を目指す。

これを実現するための目標として、計画期間中に5件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

※「中小企業者」とは中小企業等経営強化法第2条第1項に該当する事業者をいう。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営の強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年率3%以上向上することを目標とする。

※労働生産性の計算式

$$\frac{(\text{営業利益} + \text{人件費} + \text{減価償却費} \ast)}{(\text{「労働者数」または「労働者数} \times 1 \text{人あたり年間就業時間」})}$$

* 会計上の減価償却費

2 先端設備等の種類

本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進に関する事項

(1) 対象地域

福島町内全域

(2) 対象業種・事業

町内の中小企業には漁業や建設業、サービス業と多様な業種があり、それぞれが域内の経済や雇用を支えていることから、生産性の向上といった課題は業種を絞らずに対応する必要がある。したがって本計画においては全業種を対象とする。

また、生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の推進、IT導入による業務効率化、省エネの推進、市町村の枠を超えた海外市場等を見据えた連携等、多様である。したがって本計画においては、事業内容にかかわらず、労働生産性が年率3%以上に資すると見込まれる事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

令和6年10月1日～令和8年9月30日までの2年間とする。

- (2) 先端設備等導入計画の計画期間
3年間、4年間、5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

(1) 雇用への配慮

人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。

(2) 健全な地域経済の発展への配慮

公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。